

パブリックコメントの実施結果について

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針の案について、平成 23 年 5 月 12 日から 6 月 10 日までパブリックコメントを実施した。概要は以下のとおり。

1 提出された意見数

提出者（のべ人数）	4242
意見数	4544
とりまとめた意見数	194

2 項目別の主な意見

※（ ）は件数。ただし、主な意見を挙げているため件数とここで示した意見数は一致しない。

I 鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項

第一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する基本的な考え方

1 基本的な考え方（7）

- 鳥獣被害が深刻化しており、地域ぐるみの被害対策について盛り込まれているのは適切。
- 鳥獣被害対策を狩猟に頼るべきではない。鳥獣の生息地を確保すべき。

2 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題（25）

- 鳥獣保護区においては有害鳥獣捕獲をすべきではない。
- 鳥獣保護員は公募制によって確保すべき。
- 狩猟者の減少傾向は最近のことであり、鳥獣被害の増大とは無関係である。
- 有害鳥獣捕獲は重要である。
- 海生哺乳類に関する国際的な取組を早急に開始する必要がある。
- 絶滅危惧種の流通を禁止すべき。

3 鳥獣保護事業の実施の方向性（13）

- シカ増加による植生被害や裸地化で生物多様性が損なわれるおそれ、との説は信憑性に欠ける。
- 鳥獣被害の発生の分析とその対処方法についての普及啓発をすべき。
- 保護管理の担い手は狩猟者を中心にすべき。

第二 鳥獣保護事業のきめ細かな実施

1 制度上の区分に応じた保護管理（6）

- 外来鳥獣の駆除を推進すべき。
- 外来鳥獣の根絶対策はやめるべき。

2 鳥獣の特性に応じた保護管理の考え方（3）

- 広域的な保護管理に関わる関係行政機関を明記すべき。
- ボン条約への加盟を促進すべき。

3 鳥獣保護に関する調査研究の推進 (1)

- 捕獲情報について市町村から直接情報収集すべき。
- 海鳥の情報収集が必要。

第三 特定計画制度の推進

1 特定鳥獣の適切な保護管理 (14)

- 特にカワウについては広域指針の策定を推進すべき。
- 広域協議会に複数の自然保護団体の参加を義務化すべき。

3 休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用(1)

- 休猟区における農業被害が甚大であり、捕獲の特例制度の拡大をお願いしたい。

第四 人材の育成・確保

1 鳥獣保護管理に関わる人材の確保 (1)

- 狩猟者の減少及び高齢化への対応が急務。予算の確保や狩猟者確保のための方策を充実すべき。

第五 鳥獣保護区の指定及び管理

1 鳥獣保護区の適切な指定及び管理 (3)

- 鳥獣保護区の指定について、潜在候補地を検討し、指定に向けてリスト化すべき。
- 必要に応じて特別保護指定区域の設定を推進すべき。
- 鳥獣保護区における有害鳥獣捕獲は積極的に実施すべき。

第六 狩猟の適正化

1 基本的な考え方 (3)

- 狩猟免許者の確保は重要であり、具体的な施策を掲載すべき。
- 可猟区域を確保すべき。

3 網猟とわな猟の適切な実施 (2)

- 犬や猫の錯誤捕獲があり、しっかりした規制をすべき。
- 狩猟免許の取得を推進する必要はない。

4 狩猟者の確保 (1)

- 有害鳥獣捕獲従事者の免許更新時の射撃免除や、新規狩猟者の確保のため取得時の射撃試験の緩和。

第七 傷病鳥獣の取扱い (10)

- 傷病鳥獣救護は、野生動物との距離が近く、個体に過度な執着を生む可能性があり、注意が必要。
- 傷病鳥獣救護が鳥獣保護センターの主要な業務となっていることは不適切。
- 傷病鳥獣救護が環境モニタリングに資する場面は限定的。

第八 鳥獣への安易な餌付けの防止 (3)

- 餌付けには給餌も含むことを明確にすべき。
- 安易な餌付けは最小限にとどめるべき。

第九 国際的取組の推進 (1)

- 海生哺乳類についても国際的な連携と取組を推進すべき。

第十 感染症への対応 (4)

第十一 関係主体の役割の明確化と連携

1 関係主体ごとの役割 (15)

- 国は、鳥獣の捕獲数、生息地の改変等に関する情報を速やかに収集し公表する。鳥獣被害防止特措法に基づく市町村計画の作成に助言することを明記すべき。
- 県と市町村の一層の連携を強化する方向に賛成。
- 市町村の役割に捕獲数、捕獲地点等の情報について速やかに報告し、公開することを明記すべき。

第十二 その他鳥獣保護事業の実施のために必要な事項

3 輸入鳥獣の取扱いの適正化 (1)

- 特定輸入鳥獣は限定すべきではなく、通常生息する鳥類と同種の鳥獣とすべき。

4 愛玩飼養の取扱い (42)

- 愛玩のための飼養目的での捕獲について許可しない方針を明示したことを支持。
- 愛玩のための飼養目的での捕獲については、原則をなくして全面的に許可しないこととすべき。制度の廃止についても、検討するのではなく、すぐに廃止すべき。
- 愛玩のための飼養目的での捕獲の廃止の方針について、廃止の年次等より具体的に記述すべき。
- 愛玩のための飼養目的での捕獲を廃止するのではなく、生息地を保護し、外国産野鳥の輸入を禁止した上で国内産野鳥を厳格な管理の下に許可する方が現実的。

II 鳥獣保護事業計画の作成に関する事項

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 (2)

2 鳥獣保護区の指定方針 (6)

- 鳥獣保護区での捕獲許可の方針に賛成。
- 鳥獣保護区の設置情報の公開の充実が必要。

3 鳥獣保護区の指定区分及び指定基準 (1)

- 島嶼における指定面積は柔軟に対応して欲しい。

5 特別保護指定区域 (1)

- 海鳥繁殖地などについては人の立入による攪乱が悪影響を与えることが多いため、特別保護指定区域の設定し攪乱を防ぐべき。

6 休猟区の指定 (1)

- 休猟区について、指定期間満了後に隣接する地区での新たな休猟区指定に賛成。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖 (1)

- 希少鳥獣の人工増殖について、本来の生息地保全・回復努力を怠ることが

あってはならない旨明記すべき。

2 放鳥獣等 (3)

- 鳥類についても放鳥を行うべきではない。

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 (1842)

- 愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、I 第十二4と同旨の意見。
- とらばさみ、くくりわなは許可捕獲においても使用すべきではない。
- ツキノワグマの生息地においては、箱わなに脱出口設置等を義務づけるべき。
- 錯誤捕獲に関する情報収集を明記すべき。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合 (79)

(2)②1) 許可対象者

- 有害鳥獣捕獲について、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行う、というような限定はつけるべきではない。
- 予察捕獲は行うべきではない。
- 狩猟免許を所持しなくても許可できる場合の例示は削除すべき。
- 狩猟免許を所持しなくても許可できる場合の例示として挙げられている農林業者については、箱わなについても対象として欲しい。
- 狩猟免許を受けていない者を含む法人に対して許可をすることは慎重であるべき、反対である。
- 狩猟免許を受けていない者を含む法人に対して許可をすることに賛成。

(2)②3) 期間

- 有害鳥獣捕獲の許可は、前年度の有害捕獲の効果測定の評価に基づいて行わない限り認めるべきではない。
- 最も効果的に有害鳥獣捕獲ができる時期等の限定を削除すべき。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合 (2)

- 最も効果的に有害鳥獣捕獲ができる時期等の限定を削除すべき。

6 その他特別の事由の場合 (2400)

- (5)愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、I 第十二4と同旨の意見。
- (6)鵜飼漁業への利用に「猿まわし等伝統的な鳥獣技芸への利用」を追加し、許可対象者に正当な伝統を証明できる鳥獣技芸者を加えるべき。
- (7)伝統的な祭礼行事等に用いる場合に「猿まわし等伝統的な鳥獣技芸に用いる場合」を追加し、許可対象者に正当な伝統を証明できる鳥獣技芸者を加えるべき。

8 販売禁止鳥獣等の販売許可 (1)

- 熊及び熊胆についても販売禁止鳥獣として販売の規制を検討すべき。

第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域 (1)

- 特定猟具使用禁止区域に、土地所有者の許可を得ない全ての区域を追加すべき。

4 指定猟法禁止区域 (1)

- オジロワシ、オオワシへの鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が依然として生じていることから、積極的に鉛製銃弾の指定猟法禁止区域の指定拡大を行い、併せて狩猟者への鉛汚染に関する普及啓発を進めるべき。

第六 特定計画の作成に関する事項

8 計画の作成及び実行手続 (1)

- 特定計画の下位計画として、年度別実施計画の制度設置をお願いしたい。

10 計画の実行体制の整備 (5)

- 鳥獣保護センターの機能の充実とそのための人材の配置を図るべき。

第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

1 鳥獣保護対策調査 (5)

- ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査の充実を図るべき。

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員 (5)

- 密猟の取締をしっかりと行うため、休日にも担当者を職場に配置すべき。

2 鳥獣保護員 (1)

- 鳥獣保護員に狩猟者を含むべきでない。

4 鳥獣保護センター等の設置 (2)

- 鳥獣保護センター等の設置をより明確に規定し、機能に人材育成を追加すべき。

第九 その他 (2)

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題 (4)

3 狩猟の適正管理 (4)

4 傷病鳥獣救護の基本的な対応 (10)

- 傷病鳥獣救護において終生飼養することは、野生動物をペット化したり野生動物の飼育欲求を刺激する等の危険がある。里親制度等による終生飼養は基本的に認めるべきでない。
- 有害鳥獣捕獲が行われている鳥獣を救護すべきかどうかなど、方針を示すべき。
- 人為によらない傷病鳥獣には原則手を出さずに自然に任せること、野生鳥獣の感染症についても、家畜や人への感染予防の視点での対策に徹すべきことを明記すべき。
- 感染症法や家畜伝染病予防法に対する対策を行うのであれば、現在の傷病鳥獣を実施している施設では対応が困難ではないか。

5 安易な餌付けの防止 (1)

- 餌付けについては原則禁止であることを明記し、法律への明記も検討して欲しい。

7 普及啓発 (1)

- 法令の普及の徹底に「とらばさみの規制」を追加すべき。

全体及び項目記載なし (5)

- 真の目次に中項目、小項目まで記載するとともに、文末に用語検索を設け、該当箇所がすみやかに検索できるようにすべき。また、どの箇所をどのような理由で改訂するのか、新旧対照表を公開すべき。

鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針（案）に対する意見

番号	該当箇所		意見要旨	同意見数	対応の考え方（案）
	頁数	見出し等			
1	1	I 第一-1 基本的な考え方	近年、山村地域における鳥獣被害は深刻化しており、「被害防止特措法、地域ぐるみの活動推進の必要性」が盛り込まれているのは適切。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
2	1	I 第一-1 基本的な考え方	適正数維持のための狩猟の持つ役割に着目し、鳥獣保護が生活者保護かといった二者択一でなく、共存を図るための相互理解を目指す内容であり、非常に現実的な指針となっていることから大いに評価できる。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
3	1	I 第一、二、三、五 基本的な考え方他	狩猟に頼らず、鳥獣の住む場所の創出が先決で、ゾーニングをしっかりとすべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきますが、狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしていると考えています。
4	1	I 第一-1、2(1) 基本的な考え方他	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題について、鳥獣（特にツキノワグマ）についての人身被害を明記することが必要と考える。		「生活環境に係る被害」または「農林水産業『等』への被害」の中に人身被害が含まれます。
5	1	I 第一-1 基本的な考え方他	「狩猟が、鳥獣の個体数調整の手段として、鳥獣による被害の未然防止に資する役割を果たしている」等の同様の記述を削除。		狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしていると考えています。
6	1	I 第一-1 基本的な考え方他	狩猟の位置づけを生物多様性保全の観点にたち、変更すべきである。		狩猟も生物多様性保全の重要な要素である鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしていると考えています。ご意見の趣旨は今後
7	1	I 第一-1 基本的な考え方他	狩猟は狭い日本国においては、全面禁止すべきである。野生動物もアニマルウェルフェアの観点から保護されるべき。管理は必要ない。特に、絶滅危惧種であるヒグマ、ツキノワグマについては、ニホンオオカミと同じ事を繰り返してはならない。保護区、サンクチュアリを設置すること。鳥獣保護員は獣医師や動物学を学び、知識を持った人間とすること。		狩猟の適正化を含む鳥獣の保護管理は重要と考えています。
8	2	I 第一-2(2)鳥獣保護区（Ⅱ第二2）	一体誰に何の権利があって、国家が、特定の命なら何処でも殺して良いと、決められることができるのか。保護区に逃れた動物を、大量捕獲罠で捕らえて効率的に殺すのか。これはナチスの発想ではないのか。		法律に基づいて適切に行われる捕獲は必要な場合があると考えています。
9	2	I 第一-2(2)鳥獣保護区	「鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整の取組などにより～被害の軽減を図る必要がある」を削除。		鳥獣保護区においても、生息環境の維持や周辺の被害軽減のため、特定鳥獣の個体数調整や有害鳥獣捕獲は必要と考えています。
10	2	I 第一-2(2)鳥獣保護区及び I 第一-3(2)休猟区	「鳥獣保護区においても、特定鳥獣の個体数調整の取組などにより…被害の軽減を図る必要がある」、「休猟区での狩猟の特例を図るものとする」とあるが、鳥獣保護区内や休猟区での、狩猟、有害捕殺、個体数調整捕殺は、一切すべきではないと考える。		鳥獣保護区や休猟区においても、生息環境の維持や周辺の被害軽減のため、特定鳥獣の個体数調整や有害鳥獣捕獲は必要と考えています。

11	2	I 第一2(3)鳥獣保護員	「鳥獣保護員にはハンターが多いので、非ハンターや自然保護団体、動物愛護団体等、多様な主体を入れるよう努める。また、違法捕獲を監視するものとする」という一文を追加。		鳥獣保護員の人選は、地域の実情に応じて都道府県によって行われるものであり、原文どおりとします。
12	2	I 第一2(3)鳥獣保護員	鳥獣保護員は、野生鳥獣や自然保護に関心や経験等を有する人々を公募制によって確保すべき。	4	鳥獣保護員の人選は、地域の実情に応じて都道府県によって適切な方法で行われるものであり、原文どおりとします。
13	12	I 第一2(4)狩猟	「鳥獣保護管理に重要な役割を果たしており、今後ともその担い手として期待されている狩猟者」を「(略)狩猟技術者」とする。	4	狩猟者は引き続き鳥獣保護管理に重要な役割を果たしていくものと考えています。
14	2	I 第一2(4)狩猟	「狩猟者については、高齢化とともに減少傾向にあり～必要な状況となっている」を削除		近年の狩猟者の減少傾向は顕著であり、鳥獣保護管理において重要な課題であるため、原文どおりとします。
15	2	I 第一2(4)狩猟	「狩猟者については減少傾向にあり」とあるが、国は狩猟者数の減少が始まった1970年以降のグラフを多用して、狩猟者数の減少と鳥獣被害の増大が関連しているかのごとく見せているが、わが国に狩猟が入ってきた明治以降の狩猟者数の全変化と農作物被害状況を提示すれば、現在の鳥獣被害の増大が、狩猟者数の減少と無関係であることが一目瞭然である。		近年の狩猟者の減少傾向は顕著であり、鳥獣保護管理において重要な課題であるため、原文どおりとします。
16	3	I 第一2(5)有害鳥獣の捕獲	有害鳥獣という表題を「有害捕獲」または「許可捕獲」とする。また、「地域ぐるみで有害鳥獣の捕獲の充実を図るため、狩猟者と地域住民との連携・協力、狩猟者による技術指導等を一層推進する」ではなく「地域ぐるみで鳥獣害対策の充実を図るため、鳥獣害対策のアドバイザーと地域住民との連携・協力、捕獲の効果測定等を一層推進する」とする。	2	御指摘を踏まえ、Ⅱ第四4で従来用いていた「有害鳥獣捕獲」に修正します。後段のご意見については、ここでは現場で課題となっている有害鳥獣捕獲について述べているものであり、原文どおりとします。
17	3	I 第一2(5)有害鳥獣の捕獲	「地域ぐるみで有害鳥獣の捕獲の充実を図るため～鳥獣行政と農林水産行政の一層の連携が求められる」を削除。鳥獣行政がすべきことは、捕獲ではなく生息地の保全復元や捕獲禁止区域を増やすことである。		法律に基づいて適切に行われる捕獲は必要な場合があります。
18	3	I 第一2(5)有害鳥獣の捕獲	「有害鳥獣の捕獲」の項が設けられ、「地域ぐるみで有害鳥獣の捕獲を図るために、狩猟者と地域住民との連携・協力や、狩猟者による技術指導等を一層推進することが重要であること、鳥獣行政と農林水産行政の一層の推進が必要であること」が明記されたのは、鳥獣被害防止のために捕獲をどのように推進するかが明確となり適切。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
19	3	I 第一2(5)有害鳥獣の捕獲 他	「有害鳥獣捕獲」は特定計画に組み込み、被害防除努力の技術的・財政的支援を強化すること。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
20	3	I 第一2(5)有害鳥獣の捕獲	シカ・クマによる森林被害が深刻な状況になっており、森林所有者の林業経営意欲の減退や自然環境の破壊が進んでいることから、早急に捕獲による個体数調整が必要である。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
21	3	I 第一2(6)国際的な取組の状況	「また、海洋を移動する海生哺乳類に関する国際的な取り組みを早急に開始する必要がある」を挿入。		現状と課題として特筆すべきものを記載しているため、原文どおりとします。

22	3	I 第一-2(7)鳥獣の流通	「(7)鳥獣の流通」の項に、「傷病鳥獣、鳥獣への餌付けの問題等」が記述されているのはおかしい。表題を修正されるか、野生鳥獣に対する人の関わり方についての課題として別項に挙げるべき。		御指摘を踏まえ、「鳥獣の流通等」と修正します。
23	3	I 第一-2(7)鳥獣の流通	絶滅危惧種の部分の流通は世界的に禁止のはず。クマの胆、皮等の流通は禁止すべき。もはや文化とは言えないのではないか。中国・ベトナムにおいては某基金による監視、摘発により、中国政府をも巻き込み、熊の胆汁流通を撲滅し、クマを保護（サンクチュアリ）している。		国内で捕獲されたクマ類の毛皮等については適正な流通の管理を図っています。ご意見の趣旨は、他法令も含め今後の施策の参考とさせていただきます。
24	3	I 第一-2(8)感染症	感染症の項で「情報提供」とあるが、野生鳥獣対象の監視、モニタリング等の踏み込んだ姿勢が必要。改正家伝法の趣旨とずれている。根本的に欠落しているのはニホンカモシカのパラポックス感染症に代表されるような感染症の環境部局における検査・診断体制であり、これがなければ鳥獣保護にたどり着かない。都道府県レベルでの野生鳥獣担当部署でも一定の人員と施設の配備がなくてはしっかりした対応ができない。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
25	3	I 第一-2(8)感染症	「野生鳥獣への影響」は「野生鳥獣を介した家畜への影響」に修正すべき。		家畜への影響のみのための感染症対策ではないため、原文どおりとします。
26	4	I 第一-3(1)生物多様性の保全	「シカ増加による食性被害や裸地化で、生物多様性が損なわれるおそれ」との説は信憑性が欠ける。もっと多角的な見方でシカ問題を考える必要がある。		審議会等における議論を踏まえた記述であり、適切なものと考えます。
27	4	I 第一-3(1)生物多様性の保全	「鳥獣保護区及び特別保護地区、さらには猟…指定猟法禁止区域等の指定に努めるとともに」を削除。「例えば、シカが・・・」の文章の次に「このことから」以下があるが、この2つはつながらない。		シカの例は、鳥獣保護事業計画が適切に実施されないと起こる事例を示しており、「このことから」以降は、鳥獣保護事業計画の適切な実施を総合的に示しているものであり、原文どおりとします。
28	4	I 第一-3(2)ア特定計画による鳥獣の適切な保護管理	「休猟区での狩猟の特例を図るものとする」を削除。		法律に規定されている特例を例示として挙げたものであり、原文どおりとします。
29	4	I 第一-3(2)ア特定計画による鳥獣の適切な保護管理	「イノシシ、ニホンジカ、～生息分布域が拡大し、これらの鳥獣の一部が農林水産業や生態系に被害を及ぼしている実態が見られる。～保護管理が必要となる」「禁猟区における特定計画の対象鳥獣の狩猟の特例や」を削除		個体数調整をはじめとする鳥獣の保護管理は重要と考えるので、原文どおりとします。
30	4	I 第一-3(2)ア特定計画による鳥獣の適切な保護管理	「生息環境の整備等による保護管理の取組が必要である」とあるが、どのようにして誰が生息環境の整備を行うのかを具体的に示すべき。		具体的には、特定計画のガイドライン等に示しています。
31	4	I 第一-3(2)人と鳥獣の適切な関係の構築	鳥獣被害の発生との分析とその対処方法についての普及・啓蒙をすべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
32	4	I 第一-3(2)人と鳥獣の適切な関係の構築	宮脇方式を率先して導入し、森の再生を早急に行なう事。クマ達が腹いっぱい食べて行ける環境を造り、豊かな森を回復せよ。そうする事により、彼らは人間領域に入っていく行かないし、農作物を荒らしはしない。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

33	5	I 第一3(2)工科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備他	「鳥獣保護センター」の文言と記述を削除されるか、各県の実態に即した表現に修正すべき。		いずれも例示であり、原文どおりとします。
34	5	I 第一3(2)工科学的・計画的な保護管理を支える基盤の整備	保護管理の担い手については、狩猟者以外の育成は困難であり、狩猟者の中から選任することが現実的である。		ご指摘の趣旨を踏まえ、「狩猟者のみに頼らない個体数調整の体制」を「新たな個体数調整の体制」に修正します。
35	5	I 第二1(1)希少鳥獣	「絶滅の恐れのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う」の箇所について、賛成する。「種の保存法」を地域個体群まで適応させる事が緊急な課題である。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。ただし、「種の保存法」は今回のパブリックコメントの対象ではありません。
36	6	I 第二(2)狩猟鳥獣他	アライグマ、ガビチョウなどの外来鳥獣については、駆除をしっかりと行い、本来の日本の生態系を守るべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
37	7	I 第二1(3)外来鳥獣	「特定外来鳥獣を根絶または抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進し被害の防止を図るものとする」を削除。		外来鳥獣等の捕獲は推進すべきものと考えており、原文どおりとします。
38	7	I 第二1(3)外来鳥獣	「特定外来鳥獣を根絶または抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を促進」について、外来鳥獣のペット飼育用輸入を一切止め、根絶対策はやめるべき。	2	外来鳥獣等の捕獲は推進すべきものと考えます。
39	7	I 第二1(3)外来鳥獣	外来鳥獣対策に際して在来種生息地の保全・回復努力を強めること。また、外来種根絶を行う場合、生態系攪乱を避けること。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
40	7	I 第二2(1)広域的な保護管理が必要な鳥獣	複数都道府県で実施しないと対策の効果が望めない鳥獣については、関係行政機関、利害関係者、自然保護団体、専門家等が幅広く連携し…とあるが、関係行政機関が不明確であるので、国など具体的に記載いただきたい。		関係行政機関は地域の事情によって異なるものと考えており、原文どおりとします。
41	8	I 第二2(3)渡り鳥及び海棲哺乳類	「80条の除外規定の見直しを視野にいたした早急な情報収集と対策」を「速やかに適用除外種の」の前に入れる。		ご意見の趣旨は概ね原文に含まれていると考えます。
42	8	I 第二2(3)渡り鳥及び海棲哺乳類	ボン条約への加盟を促進すべき。		我が国は既にワシントン条約、ラムサール条約に加え、二国間渡り鳥条約を中国・ロシア・オーストラリア・米国と締結しており、更に韓国とも条約締結に向けた作業を進めているところです。これらを始めとした条約とそれに伴う種々の国内的措置により、本条約の基本的趣旨は既に満たしているものと考えます。なお、本条約等に関連する国際会議等を通じた情報収集等は引き続き努めて参ります。
43	8	I 第二3鳥獣保護に関する調査研究の促進	「その際、狩猟鳥獣の捕獲に関する情報や、鳥獣の許可捕獲に関する情報の有効活用を図る」を「(略)速やかに市町村等より情報収集し、その有効活用をはかる」とする。	4	情報収集は都道府県を通じて実施することとしており、原文どおりとします。
44	8	I 第二3鳥獣保護に関する調査研究の推進	これまでの情報の集積が少ない鳥獣として海鳥の情報の収集を図る必要がある。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

45	9	I 第三1(1)広域的な鳥獣保護管理の考え方	鳥獣の広域的な保護管理計画について、移動能力の高いカワウについては特に、広域協議会の設置による検討及び広域保護管理指針の策定を推進すべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
46	9	I 第三1(1)②広域指針の対象とする地域個体群	「技術ガイドライン」は「技術マニュアル」とする。他についても同様とする。	4	既に「技術ガイドライン」として示しており、原文どおりとします。
47	9	I 第三1(1)③広域協議会の設置	「広域協議会は、対象とする地域個体群の分布域に関係する関係省庁、都道府県、利害関係者、自然保護団体等の、鳥獣保護管理事業の実施に必要な関係機関及び関係者により構成されるように務めるものとする」の箇所について、賛成する。複数の自然保護団体の参加を義務化するべき。		広域協議会の構成機関は地域の実情に応じて検討されるべきものと考えます。
48	10	I 第三1(1)⑤広域指針の記載項目	「ただし、実効性が確保され、実践上の問題がない項目については、記載を省略して差し支えない」を削除	4	広域指針の項目は種や地域の実情に応じて柔軟に取り扱うことが適当であり、原文どおりとします。
49	10	I 第三1(2)技術ガイドライン等の整備	「また、効果的な個体数調整のための捕獲技術について検討及び情報収集を行い、技術ガイドラインに反映する等により、普及を図るものとする。」を削除	4	適切な捕獲技術についての検討及び普及は重要なものであると考えているため、原文どおりとします。
50	11	I 第三3休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例制度の活用	中山間地域の休猟区において、イノシシ・貉類の個体数が増加し、水稻をはじめ畑作物の被害が甚大であり、休猟区の全部を捕獲等を行うことができる特例制度にお願いしたい。		特定計画に基づいて狩猟の特例を設け、個体数調整の促進を図ることが可能です。必要に応じて都道府県に特定計画の作成を働きかけてください。
51	12	I 第四人材の育成、確保	野生鳥獣による農業被害は深刻であり、鳥獣被害対策は不可欠。狩猟者の減少及び高齢化への対応が急務。このため、適切な予算の確保や狩猟関係の手續の利便性のさらなる向上等、狩猟者確保のための方策を充実すべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
52	14	I 第五1(1)鳥獣保護区の指定及び管理の考え方	ラムサール条約湿地の潜在候補地が既に選定されているように、他の基準による鳥獣保護区、森林鳥獣生息地 大規模生息地 集団渡来地 集団繁殖地 希少鳥獣の保護区 生息地回廊に関しても、同様に潜在候補地を検討し、指定に向けてのリスト化するべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
53	14	I 第五1(1)鳥獣保護区の指定及び管理の考え方	海鳥繁殖地などの集団繁殖地については、人の立ち入りによる攪乱が大きな悪影響を与えることが多く、繁殖が失敗に到る場合があるので、種、期間などを勘案した形で、特別保護指定区域を設定し、意図しない人の立ち入りによる攪乱を防ぐべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
54	14	I 第五1(1)鳥獣保護区の指定及び管理の考え方	「また、鳥獣保護区においても～農林水産被害等の軽減を図るものとする。」について、有害鳥獣が保護区に逃げ込み、農林水産被害防除対策の効果を損ねていることが多いので、積極的に実施していただきたい。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
55	15	I 第六1 基本的な考え方（狩猟の適正化）	狩猟免許者の確保は困難な状況にあるが、行政より当該地域の適任者に狩猟免許を取得させる等協議することが必要。		地域の実情に応じて検討されるものと考えます。

56	15	I 第六1 基本的な考え方（狩猟の適正化）	「鳥獣保護管理の重要な担い手となっている狩猟免許者の確保」について、狩猟免許者の確保は重要であるため、具体的な施策を掲載いただきたい。		次項以降（2～4）に示しています。
57	15	I 第六1 基本的な考え方（狩猟の適正化）	基本的な考え方の取組に関する事項に、以下を追加する。 5 可猟区域の確保 狩猟が行える場所がなくては狩猟ができない。平野部における特定猟具使用禁止区域（銃猟）が増大し、可猟区が減少している。特定猟具使用禁止区域（銃猟）の設定にあたっては可能な限り可猟区域を確保するよう努めること。		特定猟具使用禁止区域は、地域の実情に応じて適切に指定されていると考えるため、原文どおりとします。
58	15	I 第六3 網猟とわな猟の適切な実施	害獣駆除を名目としていながら実際は野良犬、猫をつかまえる事例がある。犬、猫嫌いの人が安易に殺す手段として使われないようしっかりした規制をお願いする。		都道府県等により適切に管理されているものと考えます。
59	15	I 第六3 網猟とわな猟の適切な実施	「狩猟免許の取得を推進することとする」を削除		狩猟も鳥獣の保護管理に重要な役割を果たしていると考えています。
60	16	I 第六4 狩猟者の確保	狩猟の実績がある者及び有害鳥獣駆除捕獲班に所属している者には免許更新時の射撃を免除するなど緩和して欲しい。また、新規狩猟者の確保のため取得時の射撃試験の内容も緩和して欲しい。		ご意見は今回のパブリックコメントの対象ではありません。
61	16	I 第七 傷病鳥獣の取扱い	「救護個体から収集する化学物質等による汚染や感染症に関する標準的な情報項目を整理し～」に「放射能汚染」を追加する。	4	化学物質や感染症は、整理する情報項目の例示として挙げたものであり、原文どおりとします。
62	16	I 第七 傷病鳥獣の取扱い	野生動物との距離が近く、個体に過度な執着を生む可能性がある救護を通して「人と鳥獣の適切ななかかわり方を普及啓発」するには無理がある。同様に、「生態系や生物多様性の保全を教育するにも不適切。		傷病鳥獣への対応は多様であり、「人と鳥獣の適切ななかかわり方を普及啓発」することも可能と考えます。
63	16	I 第七 傷病鳥獣の取扱い	傷病鳥獣救護は「個体の救命」への関心を過度に高め、健全な生態系の不可欠要素である「野生生物の死」への理解を妨げる場合があることから、普及啓発上のリスクも明記する必要がある。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
64	16	I 第七 傷病鳥獣の取扱い他	鳥獣保護センター等における必要な機能として「野生鳥獣の救護」が明記されていますが、これを削除し、「救命行為と放鳥獣」によって、本来の業務を怠らないよう自治体を指導する内容に修正すべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
65	16	I 第七 傷病鳥獣の取扱い	傷病鳥獣救護が、環境モニタリングに資する場面は極めて限られていることを踏まえての記載に修正すべき。		傷病鳥獣により得られる情報は多岐にわたると考えるため、原文どおりとします。
66	16	I 第七 傷病鳥獣の取扱い	「都道府県や関係機関等と連携・協力しながら傷病鳥獣の収容、治療、リハビリテーション、野生復帰等に努める。」について、具体的な施策を掲載いただきたい。		具体的な方法は、種や地域の状況によって異なるため、原文どおりとします。

67	16	I 第七傷病鳥獣の取扱い	前文の主語は「国及び都道府県は、それぞれの役割に応じ」とあるが、その後の記述（1, 2, 3, 4）には、それぞれの記述の主語と役割分担が混在している。		国及び都道府県が、種や地域の状況に応じて連携しながら適切に実施するものです。
68	17	I 第八鳥獣への安易な餌付けの防止他	安易な餌付けの防止について、とくに、国が保護を目的として給餌を実施している国内希少野生動物指定種に対する私的な給餌を規制してほしい。希少鳥獣の保護を目的とした給餌は、国あるいは地方自治体が科学的根拠に基づき、実施時期、実施場所および給餌量を適正に管理すべきであり、営利目的の給餌を放任すべきではない。本指針に、国の保護増殖事業対象種への民間人による営利あるいは写真撮影・観察を目的とした給餌を規制対象とする項目（環境省への申請を必要とする、等）を加えてほしい。		国内希少野生動植物種は種の保存法に基づくものであり、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
69	17	I 第八鳥獣への安易な餌付けの防止他	餌付けの定義に給餌等を含むことを明確にする。		「安易な餌付け」について規定しているものです。
70	17	I 第八鳥獣への安易な餌付けの防止	鳥獣への安易な餌付けの弊害については指針案に述べられているとおりであり、必要最小限にとどめるように記述を追加すべきである。		安易な餌付けを防止するよう示しています。
71	17	I 第九国際的取組の推進	行の最後に、「また、鳥類のみならず海生哺乳類についても国際的な連携と取組を推進する」を挿入。		特筆すべきものを記載しているため、原文どおりとします。
72	17	I 第十感染症への対応	「このような野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症」を「このような人・野生鳥獣・家畜・ペット等の中で感染又は伝播し得る感染症」とする。下の行についても同様。	4	鳥獣保護管理の観点から記載しているものであり、原文どおりとします。
73	18	I 第十一 1 (1) 国の役割	国は、鳥獣の捕獲数、生息地の改変等に関する情報を速やかに収集し公表するものとする。また、鳥獣害対策特措法に基づく市町村計画の策定に関して助言することを明記する。	4	国は、「鳥獣保護管理に資する調査」を行うことを示しています。また、鳥獣被害防止特措法については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
74	18	I 第十一 1 (1) 国の役割	「国は、（中略）国全体としての鳥獣保護行政の方向性について示すとともに、これに沿った取組を促進する」とある。その「方向性」とは、長期的には我が国の自然生態系が『健全（＝持続可能で、自律的な回復能力と調節機能を持った状態。IUCN指針）』なものになることに資するようなものであるべき。そのための文言をもりこんでほしい。		基本的な考え方は I 第一 1 に記述しています。
75	18	I 第十一 1 (2) ア都道府県他	県と市町村の一層の連携が必要であり、この方針に賛成する。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
76	18	I 第十一 1 (2) ア都道府県他	「都道府県の鳥獣部局と、鳥獣被害防止特措法に基づいて被害対策を実施する市町村が連携を図る旨」が明記されているが、極めて重要なこと。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。

77	18	I 第十一 1 (2) ア都道府県	「必要に応じて特定計画の作成や変更を行う等、市町村との連携に一層努めるものとする。」を「都道府県は特定計画を策定し、本事業計画と特措法の市町村計画との整合性を確保するとともに、市町村に助言を行うものとする。」とする。	4	特定計画は任意の計画であることから、原文どおりとします。
78	19	I 第十一 1 (2) イ市町村	「また、捕獲数等の情報について都道府県に報告する等、整理及び公開に努めるものとする。」を「また、捕獲数、捕獲地点等の情報について都道府県に速やかに報告し、かつ公開するものとする。」とする。	4	ご意見の趣旨は原文に含まれており、本指針に沿って、市町村の判断により適切に実施されるものと考えます。
79	20	I 第十二 3 (1) 特定輸入鳥獣の指定の考え方	特定輸入鳥獣は、指針案のように限定すべきではなく、原則として、我が国に通常生息する鳥類と同種の鳥獣とすべきである。国内密猟個体とのすり替え等を防止し、密猟を防止するためには、特に限定する理由はない。		限定をなくすことは、輸入者に対して過剰な負担になると考えます。
80	21	I 第十二 4 愛玩飼養の取扱い	愛玩のための飼養目的での捕獲について、許可しない方針を明示されたことを支持する。	15	ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
81	21	I 第十二 4 愛玩飼養の取扱い	愛玩のための飼養目的での捕獲について、「原則許可しないこととする」を「一切許可しないこととする」に修正すべき。／「廃止を検討する」を「廃止する」に修正すべき。	14	愛玩飼養のための捕獲については、今般原則として認めないこととし、今後の例外廃止の方向性についても明記したものです。今回直ちに廃止するのではなく、今後、廃止の方向性について周知を図るとともに、各地域の現状を踏まえ、廃止に向けた検討を行う必要があることから、原文どおりとします。
82	21	I 第十二 4 愛玩飼養の取扱い	愛玩のための飼養目的での捕獲について、「廃止を検討する」を「法施行規則第5条第4号と第7条第1項第6号を削除する」に修正すべき。／「廃止を検討する」を「根拠省令である規則の改廃を検討する」に修正すべき。	10	今般は基本指針の改正であり、省令の改廃について記述することは適当でないと考えため、原文どおりとします。
83	21	I 第十二 4 愛玩飼養の取扱い	今後の廃止について、より具体的に「全面禁止に向けて、2年を目処に法整備を行う」等の方向性と年次を明確にした記述に改めるべき。		今後の目処については、廃止に向けた検討の中で整理していくこととなりますので、現時点で明示することは困難です。
84	21	I 第十二 4 愛玩飼養の取扱い	鳥獣の輸入を禁止すべき。		鳥獣の輸入については、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、適切な管理に努めています。
85	21	I 第十二 4 愛玩飼養の取扱い	愛玩飼養について、廃止するまでの必然性は疑問である。鳥獣の保護のためには生息地の保護の方が重要。また、外国産の野鳥の輸入を禁止した上で、国内産野鳥の愛玩飼養を厳格な管理の下に許可する方が現実的ではないか。		これまでの審議会の答申等を踏まえ、愛がん飼養のための捕獲及び飼養については、その対象種を順次減らし、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、規制の強化や愛がん飼養の適正化に努めてきたところです。しかしながら、愛がん飼養のための違法捕獲及び違法飼養の事例が現在も毎年各地でみられ、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として認めないこととし、今後の例外廃止の方向性についても明記したものです。鳥獣の輸入については、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、適切な管理に努めています。
86	21	II 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	シカによる森林被害は拡大を続けている。個体数の削減が最も有効な対策と考え、プロの鳥獣保護員の育成を図るとともに、鳥獣保護区や休猟区においても生息数によって積極的に捕獲が推進できることが重要。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。

87	21	Ⅱ 第二鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	鳥獣保護区の設置や管理の効果を高める、市民への普及や監視などを充実させるためにも、鳥獣保護区の設置情報の公開の充実が必要。特に通称ハンターマップは、狩猟従事者が有料で購入するものであり、一般の市民の目に触れることがないことからマップに記載されている情報をインターネット等を通じて多くの市民が情報を共有できるようにすべきである。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
88	22	Ⅱ 第二2鳥獣保護区の指定方針	中山間地域での鳥獣被害の拡大はますます深刻であり、著獣保護区での有害鳥獣捕獲は不可欠であり、今回の指針案で示された有害鳥獣の捕獲強化の方針に賛成する。	4	ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
89	22	Ⅱ 第二2鳥獣保護区の指定方針他 Ⅱ 第四4(2)②1	有害鳥獣による「災害」レベルの被害実態を踏まえ、「有害鳥獣の捕獲」の必要性や鳥獣保護区における捕獲、無免許による捕獲等、従来の鳥獣保護を見直した指針(案)に基本的に賛成する。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
90	22	Ⅱ 第二2鳥獣保護区の指定方針	鳥獣保護区の設定については、その区域で捕獲規制を受ける対象種を限定できるように改正して欲しい。		法律に関するご意見であり、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
91	23	Ⅱ 第二3(1) 森林鳥獣生息地の保護区	指定面積が10,000ha以上となっているが、島嶼地区のような狭隘な場所にあっては、ほかの保護増殖事業との兼ね合いと整合性を図ることができれば幸いです。		森林鳥獣生息地の保護区は、300ha以上となるよう努めることとしています。また、保護増殖事業の対象となるような希少鳥獣については、希少鳥獣生息地の保護区を指定することも考えられますが、当該保護区については面積を定めていません。
92	25	Ⅱ 第二5特別保護指定区域	海鳥繁殖地などの集団繁殖地については、人の立ち入りによる攪乱が大きな悪影響を与えることが多く、繁殖が失敗に到る場合があるので、種、期間などを勘案した形で、特別保護指定区域を設定し、意図しない人の立ち入りによる攪乱を防ぐべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
93	25	Ⅱ 第二6休猟区の指定	休猟区の指定について、指定期間満了後は当該休猟区に隣接する地区での新たな休猟区の指定に賛成である。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
94	26	Ⅱ 第三1(1)希少鳥獣等(鳥獣の人工増殖)	希少鳥獣人工増殖に伴い、本来の生息地保全・回復努力を怠ることがあってはならない旨を加える。		ご意見の趣旨は、「絶滅のおそれのある野生動植物種の生息域外保全に関する基本指針」に示されています。
95	27	Ⅱ 第三2放鳥獣等	生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、哺乳類だけでなく鳥類(希少種を除く)についても放鳥を行うべきではない、と自治体を指導すべき。	2	生態系への影響等を勘案し、留意事項を示しています。なお、今回の指針案では、「放鳥するものとする」から「放鳥できるものとする」に変更しており、より都道府県の裁量範囲を広げています。
96	27	Ⅱ 第三2放鳥獣等	狩猟鳥獣(キジ、ヤマドリ等)の人工増殖・放鳥は農林被害を悪化させ、有害捕獲圧を強めているので、中止するべきである。		被害のおそれがない場合に放鳥できるものとしており、原文どおりとします。
97	28	Ⅱ 第四2(1)①捕獲後の処置の計画等に~判断される場合	「捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合」を「捕獲後の処置の計画等に照らして、動物実験目的や商業利用など明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合」とする。	4	本項においては趣旨は明らかであるため、原文どおりとします。

98	29	Ⅱ 第四2(2)①学術研究を目的とする場合	学術研究を目的とする場合の例を具体的に明記すること。「第四 2 学術研究を目的とする場合の①研究の目的及び内容が次の1から4までのいずれにも該当するものである」ことをこの箇所にも明記すること。	4	記述の重複を避ける観点で、原文どおりとします。
99	29	Ⅱ 第四2(2)②鳥獣による生活環境～その防止を目的とする場合	捕獲された鳥獣は弱ってしまう可能性が高いので、捕獲は禁止すべき。		被害対策のために捕獲が必要な場合はあると考えます。
100	29	Ⅱ 第四2(2)④その他特別な自由を目的とする場合	「廃止を検討する。」を「廃止する。」に修正すべき。	4	愛玩飼養のための捕獲については、今般原則として認めないこととし、今後の例外廃止の方向性についても明記したものです。今回直ちに廃止するのではなく、今後、廃止の方向性について周知を図るとともに、各地域の現状を踏まえ、廃止に向けた検討を行う必要があることから、原文どおりとします。
101	29	Ⅱ 第四2(2)④その他特別な自由を目的とする場合	「飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする」を、「今後廃止とし、鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条第4号と第7条第1項第6号を削除する」とすべき。	4	今般は基本指針の改正であり、省令の改廃について記述することは適当でないと考えため、原文どおりとします。
102	29	Ⅱ 第四2(2)④その他特別な自由を目的とする場合	「また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとし、今後、廃止する方向で検討するものとする。」を「また、野鳥の愛玩飼養については、飼養のための捕獲を許可しないこととする。このため、今後、関係省令を改正するものとする。」とすべき。		今般は基本指針の改正であり、省令の改廃について記述することは適当でないと考えため、原文どおりとします。
103	29	Ⅱ 第四2(2)④その他特別な事由を目的とする場合	愛玩飼養のための捕獲について、許可しない方針を明示されたことを強く支持する。しかし今後の廃止については、より具体的に「全面禁止に向けて2年を目処に法整備を行う」等の方向性と年次を明確にした記述に改め、愛玩飼養の全面禁止に向けて法整備のロードマップを示すべき。		今後の目処については、廃止に向けた検討の中で整理していくこととなりますので、現時点で明示することは困難です。
104	29	Ⅱ 第四2(2)④その他特別な自由を目的とする場合	愛玩飼養について、廃止するまでの必然性は疑問である。鳥獣の保護のためには生息地の保護の方が重要。また、外国産の野鳥の輸入を禁止した上で、国内産野鳥の愛玩飼養を厳格な管理の下に許可する方が現実的ではないか。		これまでの審議会の答申等を踏まえ、愛がん飼養のための捕獲及び飼養については、その対象種を順次減らし、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、規制の強化や愛がん飼養の適正化に努めてきたところです。しかしながら、愛がん飼養のための違法捕獲及び違法飼養の事例が現在も毎年各地でみられ、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として認めないこととし、今後の例外廃止の方向性についても明記したものです。鳥獣の輸入については、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、適切な管理に努めています。

105	29	Ⅱ 第四2(2)④4) 愛玩のための飼養の目的	愛玩のための飼養の目的の捕獲は原則ではなく、既に多くの都道府県で行われているように、例外なく許可しないようにすべき。このため、この4)の全文及び関連の許可条件の部分を削除すべきである。	13	愛玩飼養のための捕獲については、今般原則として認めないこととし、今後の例外廃止の方向性についても明記したものです。今回直ちに廃止するのではなく、今後、廃止の方向性について周知を図るとともに、各地域の現状を踏まえ、廃止に向けた検討を行う必要があることから、原文どおりとします。
106	29	Ⅱ 第四2(2)④4) 愛玩のための飼養の目的	基本指針案に賛同する。	12	ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
107	29	Ⅱ 第四2(2)④4) 愛玩のための飼養の目的	鳥獣の輸入を禁止すべき。		鳥獣の輸入については、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、適切な管理に努めています。
108	29	Ⅱ 第四2(2)④4) 愛玩のための飼養の目的	愛玩飼養について、廃止するまでの必然性は疑問である。鳥獣の保護のためには生息地の保護の方が重要。また、外国産の野鳥の輸入を禁止した上で、国内産野鳥の愛玩飼養を厳格な管理の下に許可する方が現実的ではないか。		これまでの審議会の答申等を踏まえ、愛がん飼養のための捕獲及び飼養については、その対象種を順次減らし、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、規制の強化や愛がん飼養の適正化に努めてきたところです。しかしながら、愛がん飼養のための違法捕獲及び違法飼養の事例が現在も毎年各地でみられ、密猟を助長するおそれが指摘されていることから、原則として認めないこととし、今後の例外廃止の方向性についても明記したものです。鳥獣の輸入については、特定の輸入鳥獣について識別措置の制度を設けるなど、適切な管理に努めています。
109	30	Ⅱ 第四2(2)④7) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的	この項目全てを削除すべき。		一定のルールのもとで、伝統の継承も尊重すべきと考えます。
110	30	Ⅱ 第四2(3) わなの使用に当たっての許可基準	とらばさみ、くくりわなを許可捕獲においても使用しないこと。	10	的確な審査のもとで行われる鳥獣の捕獲においては使用の必要性があると考えます。
111	30	Ⅱ 第四2(4) 許可に当たっての条件の考え方	許可に当たっての条件に「住居と隣接した地域において許可する場合、愛玩動物の安全について配慮すること」を加える。	2	同項において「周辺環境への配慮」、また、捕獲実施に当たっての留意事項において「錯誤捕獲の防止に万全の対策を講じさせること」が明示されています。
112	31	Ⅱ 第四2(6)① 猟具への標識の装着	かこいわななど、猟具として認められないものについても、鳥獣を捕獲する道具については①を準用して道具ごとに使用者の氏名、連絡先、使用目的、使用時期などを明記すること。		法定猟具外であっても狩猟期間外は許可が必要であり、本項は適用されます。
113	31	Ⅱ 第四2(6)② ツキノワグマ 錯誤捕獲対策	「ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合は、原則としてくくりわなを使用しないようにすること。」「錯誤捕獲の頭数、日時、場所等に関する詳細なデータを集め、錯誤捕獲の防止をはかること。」とする。	9	同項の前半において、「実施者に対して錯誤捕獲の防止に万全の対策を講じさせること」が明示されています。また、ご意見の趣旨を踏まえ、同項(8)に「捕獲等又は採取等の情報の収集」に「錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとする。」を追加します。
114	31	Ⅱ 第四2(6)② ツキノワグマ 錯誤捕獲対策	「ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲の恐れがある場合については、～錯誤捕獲を指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して、放獣体制等の整備に努めるものとする」の箇所について、クマ生息地での箱わな使用には、クマスルー檻を義務付けるべきである。		錯誤捕獲の防止方法については、現場の状況に応じて異なるため、原文どおりとします。
115	31	Ⅱ 第四2(6)② ツキノワグマ 錯誤捕獲対策	ワナの禁止。放獣を規定する。		地域の実情に応じた方法で適切に行われるものと考えます。

116	31	Ⅱ 第四2(7) 捕獲物又は採取物の処理等	「捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする」の学術利用については、「第四2学術研究を目的とする場合の①研究の目的及び内容が次の1から4までのいずれにも該当するものである」ことを参照すること。	7	記述の重複を避ける観点で、原文どおりとします。
117	31	Ⅱ 第四2(7) 捕獲物又は採取物の処理等	「クマ類については、その胆のうについては流通しないように管理すること」を加えること。	7	他法令も含め検討する必要があるため、原文どおりとします。
118	31	Ⅱ 第四2(7) 捕獲物又は採取物の処理等	「錯誤捕獲により放獣または死亡した個体は、鳥獣の種類、頭数、日時、場所、捕獲方法等を記録し、報告すること」と加えること。	7	ご意見を踏まえ、「(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集」に「錯誤捕獲の情報についても収集に努めるものとする。」を追加します。
119	31	Ⅱ 第四2(7) 捕獲物又は採取物の処理等	「狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きのまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要であること、加えてニホンザルの場合は動物愛護管理法に基づく特定動物の飼養許可が必要であること。」と修正すること。	7	動物愛護管理法に基づく手続についても、「飼養登録等の手続」に含まれると考えるため原文どおりとしますが、ご意見の趣旨については周知に努めることとします。
120	31	Ⅱ 第四2(7) 捕獲物又は採取物の処理等	本項中に「動物愛護法第2条の基本原則に基づき、捕獲物等の生命を守り有効活用されるよう努めるものとする」という一文を加えるべき。また捕獲申請時の処置欄に有効利用の方法とできない場合の方法とを併記すべき。	1734	ご指摘の趣旨については原文において含まれていると考えます。また、現申請時においても、捕獲等した後の処理方法について記載することになっており、その審査は地域の実情に応じて適切に行われるものと考えます。このため、原文どおりとします。
121	31	Ⅱ 第四2(7) 捕獲物又は採取物の処理等	錯誤捕獲した個体を死亡させた場合、罰則規定を設けるべきである。		違法捕獲については罰則規定が設けられています。
122	32	Ⅱ 第四2(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	「鳥獣害対策特措法に基づく市町村計画で捕獲された鳥獣の頭数の正確な記録と速やかな報告を行うこと」を加える。	6	鳥獣被害対策特措法に基づく市町村計画で捕獲された鳥獣の情報についても、既に報告の対象となっているので、原文どおりとします。
123	34	Ⅱ 第四4(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	「その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。」を削除されたい。	2	原則として示しているものであり、原文どおりとします。
124	34	Ⅱ 第四4(2)①1) 基本的な方針（有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定）	「原則として防除対策によっても被害が防止できない」を削除されたい。		原則として示しているものであり、原文どおりとします。
125	34	Ⅱ 第四4(2)①1) 基本的な方針（有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定）	「鳥獣害対策特措法との関連性、被害対策が有効に実施されているかを検証すること」を追加する。	6	鳥獣被害防止特措法に基づく市町村計画は鳥獣保護事業計画との整合性をとる旨、既に規定されていることから、原文どおりとします。
126	34	Ⅱ 第四4(2)①1) 基本的な方針（有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定）	有害鳥獣捕獲の捕獲許可は、被害対策として防除対策が前提になっているが、すでに被害者側は防除対策に多額の費用をかけている現状を考慮してほしい。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
127	34	Ⅱ 第四4(2)①1) 基本的な方針（有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定）	「するとともに、捕獲以外の方法による被害防止方法を検討」と「特に」を削除されたい。		原則として示しているものであり、原文どおりとします。
128	34	Ⅱ 第四4(2)①2) 予察捕獲	ヒグマによる人的被害、又は、エゾシカによる農林業の経済的被害等を被っている地域からすると、被害等を未然に防ぐ手だてとして、科学的・計画的に適正頭数を調整し、共生を図っていく予察捕獲は大いに評価できる。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。

129	34	Ⅱ 第四4(2)①2) 予察捕獲	「また、①1) で示した鳥獣の中でもツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。」を削除する。ツキノワグマ、ニホンザルに対しては予察駆除は行うべきではない。	5	予察捕獲の許可は慎重に行うよう示しています。地域の实情に応じて適切に行われるものと考えます。
130	34	Ⅱ 第四4(2)①2) 予察捕獲	予察駆除そのものの廃止。		予察捕獲の許可は慎重に行うよう示しています。地域の实情に応じて適切に行われるものと考えます。
131	34	Ⅱ 第四4(2)①2) 予察捕獲	現行指針は、「ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等の特定計画が作成されている鳥獣については、特定計画に基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする」としているが、都道府県の特定計画策定の努力をいっそう促すため、以下の下線部のように見直しを行うこと。 「ツキノワグマ、イノシシ、ニホンザル等については、特定計画を策定するよう努め、それに基づく個体数調整としての捕獲に努めるものとする。」		特定計画作成については、「Ⅰ 第十一(2) ア都道府県の役割」等に示しているため、原文どおりとします。
132	36	Ⅱ 第四4(2)②1) 許可対象者	「住宅等の建物内における」の住宅等の範囲が不明であることと建物内では限定的過ぎるので、具体的な例示を記載できないか。		鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときは許可しない方針を示しており、その例示として挙げているものです。具体的には、地域の实情に応じて適切に審査が行われるものと考えます。
133	36	Ⅱ 第四4(2)②1) 許可対象者	「ただし、以下の場合は(略) 狩猟免許を受けていない者に対しても許可をすることができるものとする。 ア (略) 小型の鳥獣を捕獲する場合」の「小型の鳥獣」を「小型の狩猟鳥獣」とする。 「イ 農林業被害(略) 捕獲する場合」を削除する。	5	有害鳥獣捕獲の許可対象種については、「①1) 基本的な方針」や「②2) 鳥獣の種類・数」において示しており、これらに基づき適正に審査が行われるものと考えます。 また、農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する囲いわなについては、法定猟具から除外されていることから、狩猟免許がなくても許可できる例示として挙げているものです。
134	36	Ⅱ 第四4(2)②1) 許可対象者	「イ 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の鳥獣を捕獲する場合」を削除	4	許可なしに捕獲できるわけではなく、また、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるとき又は捕獲した個体の適切な処分ができないと認められるときは許可しない方針を示しています。また、地域の实情に応じて適切に行われるものと考えます。このため、原文どおりとします。
135	36	Ⅱ 第四4(2)②1) 許可対象者	囲いわなによる有害鳥獣捕獲を、わな猟免許を有しない農林業者に対しても許可するとの部分について、地域より減少している、キツネ等に悪影響を与えないとの条件を付することができないならば、削除する必要がある。		地域の实情に応じて適切に審査が行われるものと考えます。
136	36	Ⅱ 第四4(2)②1) 許可対象者	イの有害鳥獣捕獲許可に関する農林業者に係る適用除外について、箱わなについても緩和対象として欲しい。		農林業者が自らの事業に対する被害を防止する目的で設置する囲いわなについては、法定猟具から除外されていることから、例示として挙げているものです。

137	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者	地域の造林地はシカの剥皮被害が拡大し森林所有者は林業経営意欲を失っている。自分の財産を自ら守っていく観点から、今回の指針案で示された狩猟免許を有しない者も捕獲を可能とするという方針に賛成。また、県や市町村が行う有害駆除の更なる推進をお願いする。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
138	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者 (非狩猟免許所持者を含む法人に対する許可)	狩猟免許を受けていない者に対して有害鳥獣捕獲の許可をすることには慎重であるべきで、むしろ狩猟免許の取得を容易にする等の措置を優先すべき。		狩猟免許は基本的に狩猟を行うために法に基づいて交付されるものであり、有害鳥獣捕獲の許可対象者とは考え方が異なるものです。
139	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者 (非狩猟免許所持者を含む法人に対する許可)	目の前で田畑・森林が荒らされているのに、手も足も出せない農家、林家は歯がゆい思いをしているので、積極的に実施していただきたい。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。
140	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者 (非狩猟免許所持者を含む法人に対する許可)	「法人に対する許可…効果的な実施に努めるものとする。」の部分について大いに評価する。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
141	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者 (非狩猟免許所持者を含む法人に対する許可)	「なお、法人に対する許可に当たっては、…」について、「法人」ではなく、「有害捕獲の許可権限を持つ自治体が認めた団体」にしてほしい。		「法人」については、昭和54年環境庁告示において定めおり、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
142	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者 (非狩猟免許所持者を含む法人に対する許可)	「従事者の中に狩猟免許を受けていない者を含むことができる」とすると、法令の趣旨が否定されかねない、新規免許取得者が減少する、事故防止の観点で懸念があること等から反対。削除が適当である。	24	免許不所持者でも講習を受ける等すれば免許所持者の捕獲活動の補助者として捕獲行為に参加できるものであり、法令の趣旨の否定にはなりません。また、特区における事例では、捕獲に参加したことをきっかけに狩猟免許を取得する事例も見受けられ、必ずしも免許取得者が減少していくものではないと考えます。 従事者には免許所持者を含む必要があるため、技術的未熟から事故が増えるとは考えていません。 ただし、ご意見を踏まえ、趣旨を明確化するために「従事者の中に当該免許を受けていない者を含むことができる」を「従事者の中に当該免許を受けていない者を『補助者として』含むことができる」と修正します。
143	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者 (非狩猟免許所持者を含む法人に対する許可)	非狩猟免許所持者を含む法人が捕獲できるようにするのではなく、むしろ狩猟税等の活用により狩猟免許取得者の確保に力を入れるべきである。		狩猟免許取得者の確保については今後の施策の参考とさせていただきます。
144	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者 (非狩猟免許所持者を含む法人に対する許可)	非狩猟免許所持者を含む法人が捕獲できるようになると、免許試験に受からないような者にまで許可を与えることになり、資質向上の基本理念とかけ離れている。		免許不所持者であっても、講習を受ける等により免許所持者の監督下のもとで補助者として一定の技術が確保されるものと考えます。
145	36	Ⅱ 第四 4 (2) ②1) 許可対象者	兵庫県で新たに開発された新型捕獲方式のわな（ドロップネット）について、現場への普及を進めるため、わな猟免許所持者、網猟免許所持者の両者が使用できるようお願いしたい。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。

146	36	Ⅱ 第四4(2)② 鳥獣の種類・数ウ	末尾に、「特に、ツキノワグマなど有害捕獲数の年変動が大きく、捕獲数が多い年は相当量にのぼることがある種については、捕獲許可実績が、捕獲数が少ない年の実績を大きく上回らないよう慎重に捕獲許可を行い、また捕殺に代わる学習放獣に積極的に努めるものとする」との記述を加えること。		地域の実情に応じて適切に行われるものと考えます。また、放獣については「Ⅱ 第四2(6)②」に示しています。
147	36	Ⅱ 第四4(2)③ 期間	「狩猟期間中及びその前後における有害鳥獣捕獲の許可」及び「予察捕獲」については、前年度の有害捕獲の効果測定の評価に基づいて行われたい限り、行わないものとする。	5	地域の実情に応じて適切に行われるものと考えます。
148	36	Ⅱ 第四4(2)③ 期間	「のうち、最も効果的に有害鳥獣捕獲ができる時期」を削除されたい。		原則として示しているものであり、原文どおりとします。
149	36	Ⅱ 第四4(2)③ 期間	「当該期間における有害鳥獣捕獲の必要性を十分に審査する等、」を削除されたい。		原則として示しているものであり、原文どおりとします。
150	37	Ⅱ 第四4(2)④ 区域	鳥獣保護法では、夜間や住居集地等における銃の使用を例外なく禁じているが、鳥獣による人身被害が現に生じているか又はおそれがある場合には、人身被害防止対策が第一であることからその防止を目的とする場合は例外規定を設けることが必要と考える。	2	法律の改正については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
151	37	Ⅱ 第四4(2)⑤ 方法	「吹き矢」について、麻酔銃と同様の基準で鳥獣法第36条許可を不要とするようお願いしたい。		法律の改正については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
152	37	Ⅱ 第四4(2)③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備	鳥獣保護法第38条で禁止されている夜間や住居集地等における銃の使用について、今回の指針改定では審議が行われていないようだが、現在の法律では住民の安全を合法的に確保することができず、また、住民への賠償や捕獲隊員の公的補償が十分ではないため、鳥獣保護法の改正を強く求める。	2	法律の改正については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
153	37	Ⅱ 第四4(2)③ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備	有害鳥獣の捕獲は狩猟者等から成る捕獲隊の協力を得て実施している。また有害鳥獣の捕獲は、狩猟と異なり危険を伴う業務であることから、捕獲を行う捕獲隊の身分や身分保障の法制化を図る必要があると考える。		有害鳥獣の捕獲のための身分保障については、鳥獣被害防止特措法において既に法制化されていることから、連携・活用を図ってください。
154	38	Ⅱ 第四4(2)③ 1) 捕獲隊の編成	「イノシシ、ニホンジカ」の次に「、エゾシカ、ニホンザル、ツキノワグマ」を加えるべき。		例示として示していることから、原文どおりとします。
155	38	Ⅱ 第四4(2)③ 1) 捕獲隊の編成	「農林水産業被害が甚大な地域で捕獲隊を編成するよう指導するものとする。」「担い手を育成する取り組みを推進するよう指導する。」の部分について大いに評価する。		ご意見を踏まえ適切な鳥獣保護管理に努めます。
156	38	Ⅱ 第四5(1) 許可対象者	「実施者の数は必要最小限であること」とあるが、増えすぎたシカ等を捕獲するために広域捕獲を推進している現実に反映していないため、削除していただきたい。		原則として示しているものであり、原文どおりとします。
157	39	Ⅱ 第四5(3) 期間	「当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、」を削除されたい。		適切に審査することは必要と考えるため、原文どおりとします。

158	40	Ⅱ 第四6(4) 愛玩のための飼養の目的	愛玩のための飼養を認める例示として「野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である」は野生鳥獣をコンパニオンアニマル化することにつながり、理由として不適當。高齢者等が自然に触れ合う手段としては、別の手法で解決すべき事柄であり、この部分は削除すべきである。		地域の実情に応じて都道府県知事により適切に判断されるものと考えます。
159	40	Ⅱ 第四6(4) 愛玩のための飼養の目的	「野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等」の2個の「等」の表記を削除すべき。		例示として示しているものであり、地域の実情に応じて都道府県知事により適切に判断されるものと考えます。
160	40	Ⅱ 第四6(4) 愛玩のための飼養の目的	「都道府県知事が特別の事由（野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である等）」以下を削除する。／この項目全てを削除すべき。／「愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない」とすべき。／「廃止を検討する」を「廃止する」に修正すべき。	13	愛玩飼養のための捕獲については、今般原則として認めないこととし、今後の例外廃止の方向性についても明記したものです。今回直ちに廃止するのではなく、今後、廃止の方向性について周知を図るとともに、各地域の現状を踏まえ、廃止に向けた検討を行う必要があることから、原文どおりとします。
161	40	Ⅱ 第四6(4) 愛玩のための飼養の目的	「都道府県知事が特別の事由があると認めた場合は許可する。」について、法律において削除すべき。	8	今般は基本指針の改正であり、省令の改廃について記述することは適当でないと考えため、原文どおりとします。
162	41	Ⅱ 第四6(6) 鵜飼漁業への利用	「鵜飼漁業への利用」を「鵜飼漁業への利用及び猿まわし等伝統的な鳥獣技芸への利用」とすべき。また、①許可対象者に、正当な伝統を証明（文化財指定、自治体推薦等）できる鳥獣技芸者を加えるべき。	1007	猿回しに使用する猿に関しては、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲された後、飼養登録を受けて飼養されている個体等を用いる途があり、伝統的な鳥獣技芸（猿まわし）を捕獲の直接目的として規定する必要はないものと考えます。また、実際の捕獲許可や飼養登録は、地域の実情に応じて適切に行われるものと考えます。このため、原文どおりとします。
163	41	Ⅱ 第四6(7) 伝統的な祭礼行事等に用いる場合	「伝統的な祭礼行事等に用いる場合」を「伝統的な祭礼行事等及び伝統的な鳥獣技芸（猿まわし）に用いる場合」とすべき。また①許可対象者に、正当な伝統を証明（文化財指定、自治体推薦等）できる鳥獣技芸者を加えるべき。	1368	猿回しに使用する猿に関しては、有害鳥獣捕獲を目的として捕獲された後、飼養登録を受けて飼養されている個体等を用いる途があり、伝統的な鳥獣技芸（猿まわし）を捕獲の直接目的として規定する必要はないものと考えます。また、実際の捕獲許可や飼養登録は、地域の実情に応じて適切に行われるものと考えます。このため、原文どおりとします。
164	42	Ⅱ 第四8 販売禁止鳥獣等の販売許可	熊及び熊胆についても販売禁止鳥獣として販売の規制を検討すべきである。熊胆は比較的需要も高く、無秩序な販売はクマの密猟や不適切な有害鳥獣捕獲の申請、あるいは密輸につながる恐れもあるため、管理下で流通せしめる必要がある。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。
165	43	Ⅱ 第五1 特定猟具使用禁止区域	「特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏を保つため、以下の区域を使用禁止区域に指定するよう努めるものとする」を「特定猟具の使用に伴う危険の予防又は指定区域の静穏の保持又は生態系のかく乱を防ぐため、土地所有者の許可を得ない全ての区域又は以下の区域を使用禁止区域に指定する」		法律上の特定猟具使用禁止区域の指定目的から勘案し、原文どおりとします。
166	44	Ⅱ 第五4 指定猟法禁止区域	オジロワシ、オオワシへの鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が依然として生じている現状から、積極的に鉛製銃弾の指定猟法禁止区域として指定の拡大を行うとすべきであり、併せて狩猟者への鉛汚染の鳥獣への危険性の認識の普及を進めるべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考とさせていただきます。

167	48	Ⅱ第六8(5)実施計画の作成	特定鳥獣保護管理計画の下位計画として、年度別実施計画の制度設置をお願いしたい。		特定計画の下位計画として年度別実施計画の作成を妨げるものではありません。
168	49	Ⅱ第六10計画の執行体制の整備	鳥獣保護センターの機能の充実とそのための人材の配置を図るべき。		地域の実情に応じて都道府県において検討されるものと考えます。
169	49	Ⅱ第七鳥獣の生息の状況の調査に関する事項	「鳥獣保護事業計画には、鳥獣の生息の状況の調査に関する事項として（略）実施に努めるものとする」を「実施するものとする」に戻す。	4	地方分権の趣旨に従い都道府県の判断に委ねるものであるため、原文どおりとします。
170	50	Ⅱ第七1(3)ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査は、全国的なガン・カモ・ハクチョウ類の生息状況を把握するための重要な情報であり、また高病原性鳥インフルエンザへの対応を考える上でも重要な情報源である。しかしながら、種の誤認など明らかに誤った情報も多く見受けられる都道府県も見られることから、調査の適正な実施のための人材確保と適正な報酬の設定が必要。都道府県において科学的な調査を実行するのに適切な調査員を選定し、また調査結果をチェックするための適切な専門家による委員会などによるチェックを行うことが望ましいことを明記すべき。		ご意見の趣旨は、実際の調査の実施に当たって参考にさせていただきます。
171	52	Ⅱ第八1鳥獣行政担当職員	「市町村職員への定期的・計画的な研修や情報等の提供（略）専門的知識の向上に努めるものとする」を「向上を図るものとする」に修正する。	4	地方分権の趣旨に従い都道府県の判断に委ねるものであるため、原文どおりとします。
172	52	Ⅱ第八1鳥獣行政担当職員他	愛玩、売買のための密猟の取締をしっかりと行うべく、休日にも担当者を職場に配置すべき。		地域の実情に応じて都道府県において検討されるものと考えます。
173	52	Ⅱ第八2(2)鳥獣保護員の任命について	「ただし、猟友会関係者を除くこと。」という一文を追加する。		鳥獣保護員の人選は、地域の実情に応じて都道府県によって行われるものであり、原文どおりとします。
174	53	Ⅱ第八4鳥獣保護センター等の設置	鳥獣保護センター等の設置で「傷病鳥獣の保護」や「野生鳥獣の救護施設」筆頭に述べる理由を示してもらいたい。		記載順によって重み付けをしているものではなく、施策の優先順位は地域の実情に応じて検討されるものと考えます。
175	53	Ⅱ第八4鳥獣保護センター等の設置	(1)「・・・鳥獣保護センター等の設置をする等、鳥獣保護事業計画の実施体制の整備に努めるものとする」でなく、「・・・鳥獣保護センター設置し、鳥獣保護事業計画の実施体制の整備を図る。」に変更する。 (2) 鳥獣保護センター等の機能に、「鳥獣保護管理を担う人材を育成する」機能を追加する。		地域の実情に応じて適切に行われるものと考えており、原文どおりとします。
176	54	Ⅱ第九1鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	「都道府県における鳥獣の生息や（略）課題を整理するよう努めるものとする」を「課題を整理するものとする」に戻す。	4	地方分権の趣旨に従い都道府県の判断に委ねるものであるため、原文どおりとします。
177	54	Ⅱ第九3狩猟の適正管理	「（略）必要に応じてきめ細かに実施するよう努めるものとする。（略）機動的に見直すよう努めるものとする。」を従来どおり「実施する」「見直す」という記載に戻す。	4	地方分権の趣旨に従い都道府県の判断に委ねるものであるため、原文どおりとします。

178	55	Ⅱ第九4(1)①鳥獣保護センター (傷病鳥獣救護の基本的な対応)	救護の費用対効果の低さから、鳥獣保護センターなど現行の自治体負担による救護方針は見直すべき。行政は個体レベルの救護でなく、生態系レベルの保全により多くの税金を投入すべき。		救護については、基本的な考え方を示していますが、地域の実情に応じて対応することが適当と考えます。
179	55	Ⅱ第九4(1)③終生飼養 (傷病鳥獣救護の基本的な対応)	「終生飼養」の目的の意義を示して欲しい。		終生飼養は、地域の実情や個別の事情に応じて選択されるものと考えます。
180	55	Ⅱ第九4(1)③終生飼養 (傷病鳥獣救護の基本的な対応)	「終生飼養」が、野生動物をペット化したり野生動物の飼育欲求を刺激する危険性について明記する必要がある。里親制度等による終生飼養は基本的に認めない方針が必要。		個別の事情に応じて対応されるものと考えます。
181	55	Ⅱ第九4(2)救護個体の取扱②	終生飼養個体を用いた環境教育プログラム等の実施は、日本の現状では野生動物の飼育欲求を刺激したり野生動物との距離の取り方を誤るおそれがあり、慎重を期すべきことを明記する必要がある。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきますが、傷病鳥獣救護については多様な考えがあるため、原文どおりとします。
182	55	Ⅱ第九4(2)救護個体の取扱③	「③特定外来生物に・・・」の記述を削除するか、殺処分を明記すべき。		外来生物法に該当する鳥獣も鳥獣保護法に基づいて捕獲されていることから、記述は必要である。
183	56	Ⅱ第九4(3)感染症対策	「必要に応じ、搬入後速やかに隔離及び検査を行い」とあるが、どの感染症の検査をすべきか明記するか、後段の感染症予防法や狂犬病予防法(指針案では「余病法」と誤記)の記載を削除されたい。		感染の可能性がある場合には、法令に基づき対処する必要があります。検査については必要に応じて実施することを想定しています。 狂犬病予防法の記載はご指摘を踏まえ誤記の訂正を行います。
184	55	Ⅱ第九4傷病鳥獣救護の基本的な対応	害獣に関する保護の方針が不明瞭。現場では同一種を一方で保護、一方で駆除の問題が起きている。環境省としてしっかりした方針を示すべき。		救護については、基本的な考え方を示していますが、地域の実情に応じて対応することが適当と考えます。
185	55	Ⅱ第九4傷病鳥獣救護の基本的な対応/Ⅱ第九6感染症への対応	人為によらない傷病鳥獣には原則手を出さず自然に任せること、野生鳥獣の感染症も特殊な場合を除いて手を出すことはできないので、家畜や人への感染予防の視点での対策に徹すべきであること、を明記すべき。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきますが、傷病鳥獣救護については多様な考えがあるため、原文どおりとします。
186	55	Ⅱ第九4傷病鳥獣救護の基本的な対応/Ⅱ第九6感染症への対応	一般論・理想論としては記述のとおりだが、野生動物専用の体制・施設整備を各県で行うことは現実的に困難であり、国の財政措置が必要である。		救護については、基本的な考え方を示していますが、地域の実情に応じて対応することが適当と考えます。
187	56	Ⅱ第九5安易な餌付けの防止	餌付けについては、原則禁止であることを明記するとともに、法律への明記も検討してほしい。		ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきますが、現時点では原文が適当と考えます。
188	56	Ⅱ第九6感染症対策	感染症法や家畜伝染病法に対する対策を行うのであれば、動物病院や現状の救護施設で病原体の封じ込めと拡散防止は対応できるのか。BSL2以上などの基準を示す必要はないのか。		感染症に留意しながら傷病鳥獣救護を行うことを示したものであり、感染症対策そのものを実施することを示しているわけではありません。発生が確認された場合には、法律に基づき適切に対処する必要があります。
189	57	Ⅱ第九7(4)法令の普及の徹底	法令の普及の徹底に「とらばさみの規制」の追加	6	とらばさみの規制についても、法第8条等の中にも含まれているものと考えます。
190	57	Ⅱ第九その他	「保護管理について特に配慮が必要な鳥獣」に関する第8項を新たに設けること。		「Ⅰ 第二 2(2)」に記載しているため、原文どおりとします。
191	57	Ⅱ第九その他	「生息環境管理及び被害防除対策に係る総合的な取り組み及び必要な実施体制の整備」に関する第9項を新たに設けること。		「Ⅰ 第一」や特定計画作成のためのガイドライン等にも示しているため、原文どおりとします。

192	-	(項目の記載なし)	現在県ではツキノワグマを狩猟鳥獣から外す検討がなされているが、地域で暮らす住民にとっては恐怖心をあおる問題であることから、ツキノワグマを特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣として取り扱って欲しい。		特定鳥獣保護管理計画は、都道府県により作成することが可能です。
193	-	(項目の記載なし)	ニホンカモシカの数が増加し、有害鳥獣となっている。数が回復していない県では引き続き国の特別天然記念物の指定を継続し、数が増加して有害鳥獣として苦慮している県については国の天然記念物の指定を外して欲しい。		天然記念物の指定については、今回のパブリックコメントの対象ではありません。
194	-	全体	指針の目次に、中項目、小項目まで記載するとともに、文末に用語検索を設け、該当箇所がすみやかに検索できるようにすべき。また、どの箇所をどのような理由で改訂するのか、新旧対照表を公開すべき。	3	ご意見の趣旨は今後の施策の参考にさせていただきます。